

商品概要のご説明

—契約概要—

「商品概要のご説明」は、商品に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。

この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。

●商品の仕組みについて

「がん保険ピリブ」の正式名称は、「無配当 新がん保険(2010)」です。がんになられた場合のさまざまな保障を一生涯にわたり確保できます。死亡時の保障はありません。特約により、先進医療等に対する保障を加えることができます。

※この商品における「がん」とは、「ご契約のしおり抜粋」の別表2に定める悪性新生物(上皮内新生物を含みます)をいいます。

■ご契約例

基本給付金額10,000円
(がん先進医療特約、がん通院特約10,000円付加の場合)



- * 1 特約を付加された場合のみ、お支払いします。
- * 2 一定年齢で払込みが終了する「短期払」もお選びいただけます。

※ご契約いただく基本給付金額・給付金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法(払込回数:月払・半年払・年払、払込経路:口座振替・クレジットカード振替)については申込書記載のとおりとなりますのでご確認ください。

●保障内容について

	給付金・一時金名称・支払事由の概要・支払限度	支払額
主契約	がん初回診断一時金 初めてがんと診断確定されたとき ●保険期間を通じて1回のみ	基本給付金額の100倍
	がん治療給付金 がんの治療を目的として入院を開始されたとき ●支払回数無制限(ただし、2年に1回を限度)	基本給付金額の50倍

	給付金・一時金名称・支払事由の概要・支払限度	支払額
主契約	がん入院給付金 がんの治療を目的として入院されたとき ●支払日数無制限	基本給付金額×入院日数
	がん手術給付金 がんの治療を目的として約款所定の手術を受けられたとき ●支払回数無制限	基本給付金額の20倍
	がん退院一時金 がん入院給付金の支払対象となる入院で、かつ、10日以上継続入院して退院されたとき ●支払回数無制限(ただし、「がん退院一時金」をお支払いした入院の退院後、退院日を含めて30日未満に開始した入院の退院についてはお支払いしません。)	基本給付金額の10倍
がん先進医療特約	がん先進医療給付金 がんを直接の原因として約款所定の先進医療による療養を受けられたとき ●通算2,000万円	先進医療にかかる技術料と同額
がん通院特約	がん通院給付金 がんの治療を目的として約款所定の以下の通院をされたとき ・がん入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その退院後の1年(通院治療期間)以内の通院 ●通院治療期間あたり60日を限度 ・約款所定の手術、放射線照射、温熱療法、抗がん剤治療(腫瘍用薬のみとし、経口投与を除く)のための通院 ●支払日数無制限	がん通院給付金日額×通院日数

◎保障内容に関する注意事項について

- がんにかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。
- がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者の知・不知にかかわらず、保険契約・特約は無効となります。
- 異なるがんを併発して入院・手術等をした場合でも、がん治療給付金・がん入院給付金・がん手術給付金・がん退院一時金およびがん通院給付金は重複してお支払いしません。
- 2種類以上の手術を同時に受けた場合には、1回の手術とみなしてがん手術給付金をお支払いします。
- 被保険者が死亡した場合、主契約・特約とも保障は消滅します。またこの商品に死亡保険金はありませんが、被保険者が死亡したときに解約払戻金がある場合は、保険契約者にお支払いします。

※保障の対象となる手術は「ご契約のしおり抜粋」の別表8をご確認ください。

※主契約・特約の給付金・一時金のお支払い等についての詳細は、ご契約後にお送りする「ご契約のしおり(しくみ/給付金等の支払い)(契約後/給付金等を支払いで

きない場合)」をご確認ください。

《がん先進医療特約について》

●先進医療とは公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める医療技術のことで、医療技術ごとに適応症（対象となる病気・症状等）および実施する医療機関（施設基準に適合する病院または診療所）が決められています。

●医療行為、医療機関および適応症などによっては、がん先進医療給付金のお支払いの対象とならないことがあります。

●療養を受けた日現在において、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や、承認取消等の事由によって先進医療ではなくなっている場合は、がん先進医療給付金のお支払いの対象とはなりません。

●がん先進医療給付金のお支払額の通算が2,000万円に達したとき、この特約は消滅します。

※がん先進医療特約についての詳細は、ご契約後にお送りする「ご契約のしおり（特約／がん先進医療特約）」をご確認ください。

《がん通院特約について》

抗がん剤治療の腫瘍用薬とは、被保険者が通院した時点において総務大臣が定める日本標準商品分類における「8742 腫瘍用薬」に分類される医薬品をいいます。対象となる抗がん剤は上記腫瘍用薬（経口投与を除く）のみとなり、ホルモン剤および生物学的製剤などの医薬品は該当しません。

《がんの診断確定について》

この保険では、診断確定の根拠となった検査の実施日を、がんと診断確定された日とみなします。

●保険期間・保険料払込期間について

保険期間は終身です。保険料払込期間は60歳・65歳払済または終身払からお選びいただけます。

●保険料払込免除について

不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当されたとき、または病気やケガで約款所定の高度障害状態に該当されたときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

※がん以外の原因による保険料の払込免除は責任開始時より保障します。

保険料払込免除についての詳細は、ご契約後にお送りする「ご契約のしおり（しくみ／保険料の払込免除）」をご確認ください。

●解約払戻金について

[主契約]

- ・終身払の場合：解約払戻金はありません。
- ・終身払以外の場合：保険料払込期間中は解約払戻金はありません。

保険料払込期間経過後で、かつ、すべての保険料を払込済みの場合には、基本給付金額の10倍の解約払戻金があります。

[がん先進医療特約・がん通院特約]

保険期間を通じて解約払戻金はありません。

●配当金・満期保険金について

この商品に配当金・満期保険金はありません。

●その他の注意事項について

契約者貸付・保険料の自動振替貸付は取り扱いません。